

別紙 1 本人性確認書類 契約時確認事項

株式会社コスト削減グループでは、「犯罪収益移転防止法」に基づき、契約時に以下項目を確認いたします。
ご理解とご協力のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

【個人名義でご契約されるお客様】

< 確認事項 >

- (1) 契約者の氏名、住所、生年月日
- (2) 契約者のご職業
- (3) ご契約目的

< 必要書類 >

確認事項	必要書類(有効期限内である必要があります。)
(1) 契約者の氏名、住所、生年月日	<p>以下のいずれかの本人性確認書類をご提出いただきます。 ※カラーコピー(郵送)またはカラーの画像データ(メール)でのご提供が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証(両面)※国際免許を除く。 ・運転経歴証明書 ・各種健康保険証(両面)※住所の記載が必要です。 ・国民年金手帳 ・マイナンバーカード(表面のみ) ・住民票(現住所が記載されているもの、全ページ) ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・パスポート(2020年2月3日以前に申請した日本国発行のもの) ・在留カード ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳(現住所が記載されているもの) ・外国人登録証(在留資格を有し、期限まで90日以上あるもの(短期滞在・資格なしは不可))
(2) ご職業	必要書類はございませんが、口頭にて確認させていただきます。
(3) ご契約目的	

※上記書類の記載住所と現住所が異なる場合、補助書類として下記書類のいずれかを提出していただきます。

- ・電気・ガス・水道などの公共料金領収証(発行日から6ヶ月以内で現住所が記載されているもの)
- ・納税証明書
- ・社会保険料領収書

【法人名義でご契約されるお客様】

< 確認事項 >

- (1) 法人の名称、本店または主たる事業所の所在地
- (2) 法人代表者の氏名、住所、生年月日
- (3) 実際に取引を行っている取引担当者の氏名、住所、生年月日及び担当者が契約を行う事由
- (4) 事業内容
- (5) 契約目的
- (6) 議決権保有その他の手段により当該法人を支配する自然人の氏名、住所、生年月日

< 必要書類 >

確認事項	必要書類(有効期限内である必要があります。)
(1) 法人の名称、本店または主たる事業所の所在地	以下のいずれかの本人性確認書類をご提出いただきます。 (名称、本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの) ・ 登記事項証明書 ・ 印鑑登録証明書 ※定款も併せて必要 (事業内容と法人名が記載されている個所のみ)
(2) 法人代表者の氏名、住所、生年月日	個人名義で契約される場合に記載されている必要書類と同じです。 ※カラーコピー(郵送)またはカラーの画像データ(メール)でのご提供が必要です。
(3) 実際に取引を行っている取引担当者の氏名、住所、生年月日及び担当者が契約を行う事由	個人名義で契約される場合に記載されている必要書類と同じです。 ※カラーコピー(郵送)またはカラーの画像データ(メール)でのご提供が必要です。 ※代表者が契約業務を担当する場合は、必要ありません。 ※代表者以外が契約業務を担当する場合は、担当者の本人性確認書類の他に、「委任状」をご提出いただきます。 (代表者が、担当者に契約業務を委託していることを証明する必要があります。)
(4) 事業内容	以下のいずれかの書類が必要です。 ・ 登記事項証明書 ・ 定款など
(5) 契約目的	必要書類はございませんが、口頭にて確認させていただきます。
(6) 議決権保有その他の手段により当該法人を支配する自然人の氏名、住所、生年月日	

※上記書類の記載住所と現住所が異なる場合、補助書類として下記書類のいずれかを提出していただきます。

- ・ 電気・ガス・水道などの公共料金領収証(発行日から6ヶ月以内で現住所が記載されているもの)
- ・ 納税証明書
- ・ 社会保険料領収書

【ご注意事項】

- ・ 本人確認書類は、氏名、住所および生年月日が記載されているものに限ります。
- ・ 既にお取引時確認手続を済まされたお客さまにつきましては、本人確認書類やその他確認書類をご提示いただく場合があります。また、当社へのお届け氏名・住所等に変更がある場合には、再度本人確認書類等をご提出いただきます。ご提出を拒否される場合は、現在のご契約を解除する場合があります。
- ・ 本人特定事項、お取引目的、職業／事業内容、実質的支配者等の情報を偽ることや、他人になりすまして契約を行うことは、犯罪収益移転防止法により禁じられております。契約中にもかかわらず、前述の内容について虚偽の報告またはなりすましが発覚した場合は、当社は予告なく利用停止並びに契約の解除を行います。

ご契約後、個人名義でご契約された場合はご契約者の現住所へ、法人名義でご契約された場合は法人所在地及び代表者、または委任されたご担当者の現住所へ『お申込受付内容のご確認』の書面を転送不要郵便にて郵送いたします。当社へ書面の返却があった場合、「犯罪収益移転防止法」が定める住居の確認が完了しないため、新たな本人確認書類のご提示・送付または、該当のご契約をお断りする場合がありますので予めご了承願います。